

# NPO法人に対する税優遇に係る制度導入状況(H24.4.30現在)

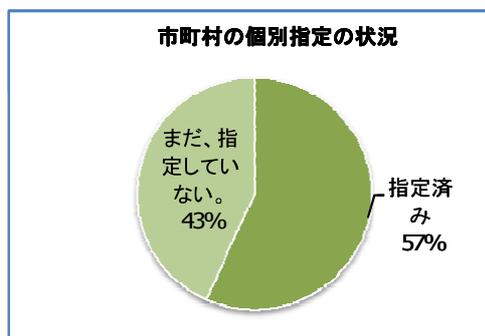
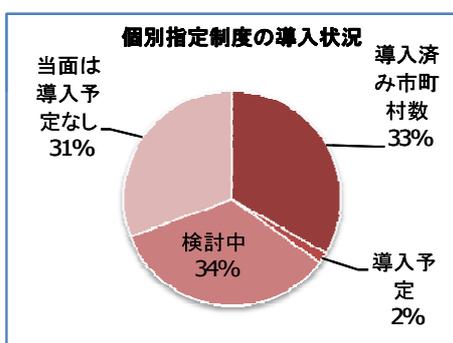
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

## I 道内市町村の個別指定制度の導入状況

- 1 導入済み市町村数           **60** 市町村
- 2 導入予定                   **2** 市町村
- 3 検討中                      **62** 市町村
- 4 当面は導入予定なし       **55** 市町村

## II 導入済みの市町村の個別指定の状況

- 1 指定済み                   **34** 市町村  
(指定法人数 59法人)
- 2 現在、指定手続き中       **0** 市町村
- 3 まだ、指定していない。   **26** 市町村



## III 導入済み、導入予定の市町村の個別指定の要件

(複数回答)

- 1 主たる事務所が市町村内に所在していること           **31**
- 2 主たる事務所又は従たる事務所が市町村内に所在していること   **12**
- 3 北海道税条例で指定されていること                   **2**
- 4 上記1～3以外の要件を定めている。                   **6**
- 5 特に要件は定めない。                                   **15**
- 6 個別指定の指定期間や取り消し基準を定めている。       **2**

# 1 導入済み市町村の状況

No.	市町村名	条例施行年月日	指定法人数	個別指定の要件						
				主たる事務所が貴市町村内に所在	主たる又は従たる事務所が貴市町村内に所在	北海道税条例で指定されている法人	その他の要件	特に要件は定めていない	個別指定の指定期間や取消基準あり	
7	当別町	H23.9.13	3	○			住民の福祉の増進に寄与するものとして引き続き活動していること。			
10	松前町	H24.4.1	1	○						
15	七飯町	H23.9.29		○						
16	鹿部町	H23.9.20		○						
17	森町	H23.9.8	2		○					
18	八雲町	H23.9.21	2	○						
19	長万部町	H23.9.8	2	○						
25	せたな町	H23.9.30						○		
41	神恵内村	H23.12.21	1	○						
57	南幌町	H23.9.20					地方税法第314条の7第1項第4号中の住民の福祉の増進に寄与する寄附金に該当するもの			
60	由仁町	H24.4.1		○						
61	長沼町	H23.9.13			○					
62	栗山町	H23.9.14			○					
68	兩竜町	H23.12.16		○			町民の福祉の増進に寄与すると認められるもの			
69	北竜町	H23.9.13	2	○						
75	鷹栖町	H23.9.26		○			住民の福祉の増進に寄与する			
76	東神楽町	H23.9.20	1		○					
77	当麻町	H24.4.1		○						
78	比布町	H23.12.16	2		○					
79	愛別町	H23.9.29	1	○						
81	東川町	H23.9.16	1		○					
82	美瑛町	H23.9.29	1	○						
83	上富良野町	H23.6.23			○					
85	南富良野町	H23.12.21	2	○			NPO法人指定要綱に規定する法人		○	
89	下川町	H23.9.16						○		
90	美深町	H23.9.21		○						
93	幌加内町	H23.9	1	○	○			○		
97	苫前町	H24.9.21			○					
100	遠別町	H23.6.30	1	○						
101	天塩町	H23.6.30	1	○						
103	猿払村	H24.3.12						○		
104	浜頓別町	H24.3.30	1	○	○					
105	中頓別町	H23.12.20	1					○		
107	豊富町	H24.6.30	1	○						
114	紋別市	H23.9.27	8	○						
115	大空町	H23.9.22	1					○		
117	津別町	H23.9		○						
118	斜里町	H23.6.30	3				事務処理要綱第2条に規定する法人			
119	清里町	H24.1.1		○						
120	小清水町	H23.9.13	1	○						
121	訓子府町	H24.4.1	1	○						
122	置戸町	H23.9.15						○		
123	佐呂間町	H23.9.15	1					○		
124	遠軽町	H23.12.19	4					○		
127	滝上町	H23.12.13			○					
129	西興部村	H23.12.20	1	○						
137	壮瞥町	H23.9.16	2	○						
140	厚真町	H23.9.9				○				
142	日高町	H23.9.20						○		
145	新冠町	H23.9	2		○					
146	浦河町	H23.9.15						○		
158	更別村	H23.12.12	1					○		
159	大樹町	H23.12.13	2	○						
160	広尾町	H23.12.16	2	○						
163	豊頃町	H24.1.1		○						
164	本別町	H23.12.14				○				
171	浜中町	H23.9.16						○		
173	弟子屈町	H23.9.13						○		
174	鶴居村	H23.6.30						○		
179	標津町	H23.9	2					○		
合計	<b>60市町村</b>		<b>58団体</b>	31	12	2		6	15	1

## 2 導入予定市町村の状況

NO.	市町村名	導入予定時期	個別指定の要件					
			主たる事務所が貴市町村内に所在	主たる又は従たる事務所が貴市町村内に所在	北海道税条例で指定されている法人	その他の要件	特に要件は定めていない	個別指定の指定期間や取消基準あり
33	ニセコ町	平成24年6月議会にて条例改正予定				住民の福祉等に寄与する活動を行っていること		指定審査基準を設ける予定
170	厚岸町	平成24年12月末までに制定予						

計	<b>2市町村</b>
---	-------------

### 3 導入について検討中の市町村の状況

#### (1) 検討中の市町村

●石狩振興局管内 札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 7 新篠津村	●後志総合振興局管内 倶知安町 小樽市 島牧村 黒松内町 蘭越町 京極町 共和町 8 余市町	●上川総合振興局管内 旭川市 士別市 名寄市 占冠村 5 音威子府村	●オホーツク総合振興局管内 網走市 北見市 美幌町 湧別町 5 興部町
●渡島総合振興局管内 函館市 知内町 3 北斗市	●空知総合振興局管内 岩見沢市 美瑛市 砂川市 滝川市 赤平市 新十津川町 秩父別町 8 沼田町	●留萌振興局管内 留萌市 2 羽幌町	●宗谷総合振興局管内 枝幸町 2 利尻町
●胆振総合振興局管内 室蘭市 苫小牧市 登別市 4 豊浦町	●十勝総合振興局管内 帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 中札内村 池田町 足寄町 陸別町 12 浦幌町	●釧路総合振興局管内 釧路市 2 白糠町	●根室振興局管内 中標津町 2 羅臼町
●日高振興局管内 平取町 2 新ひだか町			
			計 62市町村

#### (2) 導入の予定時期

1 北海道の条例制定の進捗状況を踏まえて検討	38市町村
2 道内他市町村の条例制定の進捗状況を踏まえて検討	19市町村
3 その他	5市町村

#### (3) 個別指定の要件等の設定予定

1 主たる事務所が市町村内に所在	7市町村
2 主たる又は従たる事務所が市町村内に所在	6市町村
3 北海道税条例で指定されている法人	14市町村
4 その他の要件	2市町村

### 4 当面は導入予定ない市町村の状況

(主な課題や、検討段階に至っていない事情等)

1 北海道の条例制定の進捗状況を踏まえて検討	5市町村
2 道内他市町村の条例制定の進捗状況を踏まえて検討	6市町村
3 市町村内にNPO法人が設立されていない	38市町村
4 その他(法人からの申出があれば検討、NPO法人以外の法人とのバランス等)	7市町村

※1と2の重複回答あり

計 55市町村

# NPO法人への寄附促進等の仕組みづくりに関する検討委員会

## 第1回検討委員会での議論のポイントについて

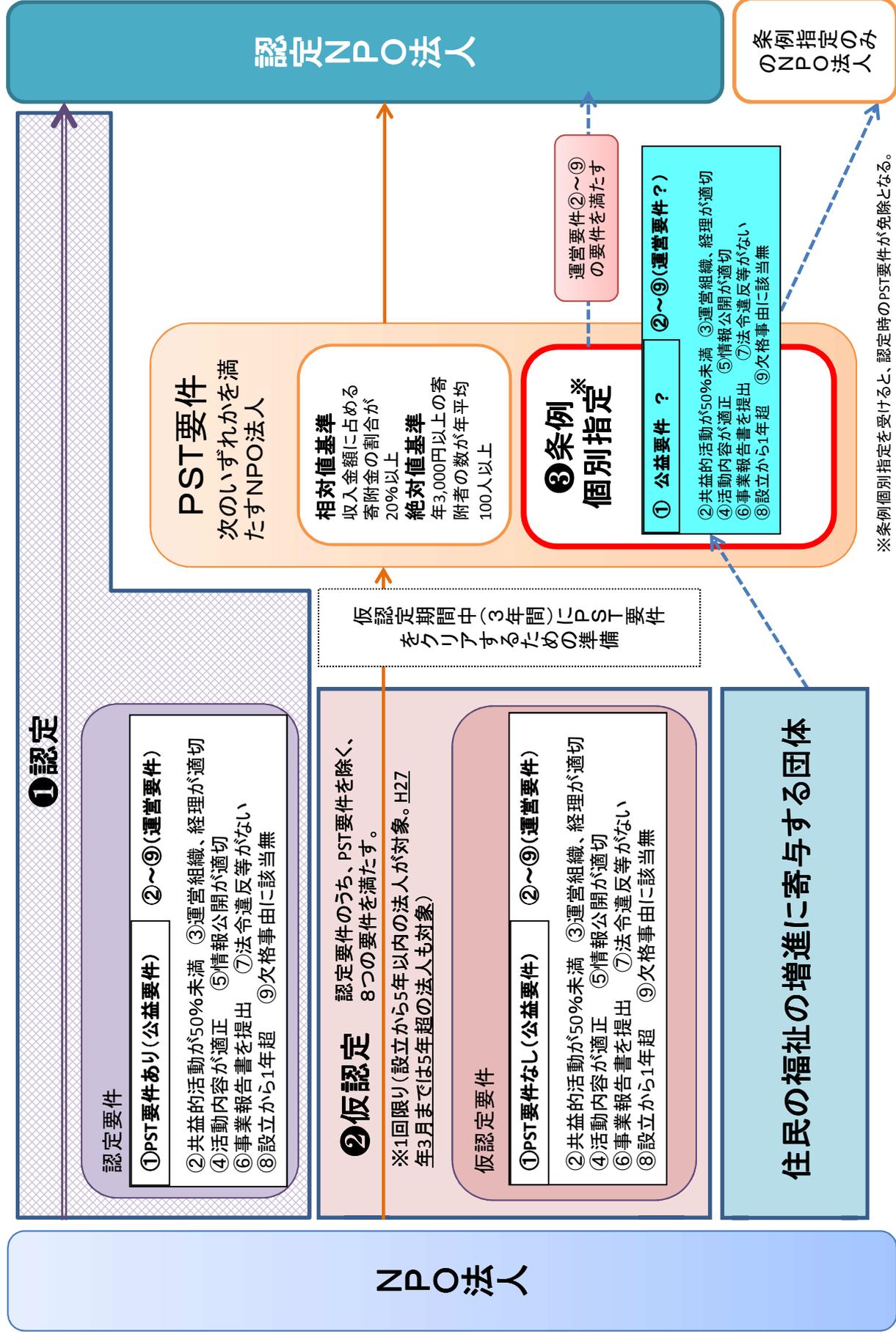
### 1 条例個別指定制度の在り方について

- ・既存のNPO法人で認定要件を満たしていれば、①認定を取得すべきであり、PST要件のみを満たさない団体は②仮認定をとり、認定NPO法人化に向けて活動すべき。このような中で、①認定、②仮認定と③条例個別指定の住み分けをどのようにするかが重要である。
- ・内容としては、PST要件を下げて、それを担保するものとして、公益要件をきちんと満たす必要はあると思う。そのときの公益要件は、不特定多数の利益に供することと、受益の機会が一般に開かれているという、現在の公益法人の公益認定にある程度準拠した形のものが良い。
- ・公益性の概念を捉える際に、寄附金控除ということで税金と関係する議論がでてくる。その際に地域貢献や地域との連携、地域との関係の在り方をどうとらえるかが重要となる。

### 2 指定基準の基本的な考え方

- ・多くの人に賛同を得られるのが良いのかは疑問に思う。誰にも知られていない地域課題を見つけて、解決に向けて活動しているNPO法人は賛同を得られないことになってしまう。
- ・メディアに取り上げられていてもうまくいっていない団体も多く、それが基準となるのは疑問を感じる。
- ・活動内容に公益性があり、立派であればPST要件を低く（3000円が5人しかいなくても）しても認めてよい。
- ・本当に問題である課題に取り組んでいるが、知られていない故に支持が集まらないという活動を拾い上げるという意味で、条例個別指定がうまく働くとと思う。
- ・札幌市のNPO法人は関東と比べ、事業規模が非常に小さいが、このような札幌市の地域特性を考えて、条例個別指定に活かしていく必要がある。

# ◆ 認定NPOへのプロセスと条例個別指定制度の住み分けについて



※条例個別指定を受けると、認定時のPST要件が免除となる。

## NPOとの意見交換会でいただいた意見の要旨

### 1 所轄庁の審査期間等について

- 認証審査期間を1か月以内を目途に進めてもらいたい。
- 認定の要件が緩和され所轄庁も変わるため、団体が認定に相応しい活動を行っているかどうかの確認であれば2か月以内を目途に認定してもらいたい。
- 簡略化やインターネットを活用した審査が可能になるといい。
- 旧認定は書類枚数も多く、同じ数字を何度も記載する仕組みなので改善していただきたい。
- 旧認定は国税局と国税庁の二段階のため6か月だが、改正後は札幌市だけなので2か月くらいで認定していただきたい。
- 審査にEメールを活用していただきたい。

### 2 地域に必要な活動分野等について

- 保健医療または福祉の増進を図る活動（分野1）は幅広く様々な団体が入っている感じなので、細分化し活動内容のイメージをしやすくしてはどうか。
- 福祉は高齢者福祉と障害者自立支援を合わせて活動する団体も多く、細分化は活動分野で迷う団体も出る可能性があるため、幅広いほうがNPOにはやり易い気がする。
- 地域の実情に応じた分野があるとインパクトはあるので、設けるならば自然エネルギーに関する分野はどうか。
- 条例の追加分野として、雪など北国ならではの諸課題に対するものが思い浮かぶ。
- 契約等で分野を理由に参入できない可能性もあるため分野は増やさず広く捉える。
- 札幌市は子育て環境で日本一住みやすい街を掲げているため、それを活かす分野はどうか。

### 3 情報公開について

- 市民団体の役員は、住所を公開されることで活動をためらう場合もあり、札幌市は閲覧膳写の請求者に理由を尋ねていただきたい。
- 誰もが手の届く場所に閲覧書類を置くことについて考慮していただきたい。
- 役員の住所まで公開する必要性については、議論があると認識している。

### 4 窓口業務について

- 会社勤めの方などのため、市民活動がしやすいように土日での受付など、ケアの細かい対応をしていただきたい。

### 5 NPO法人の組織運営について

- NPO法はNPO法人に対する外部からの介入に無防備な法律である。行政はこれを踏まえて事務をしてもらいたい。
- NPO法人の生き活きとした組織作りに札幌市は取り組んでほしい。就職難の時期に、NPOが社会の2割から3割の雇用を生み出すようなビジョンを掲げてほしい。
- NPOの活動を伝えることができない。人が足りず、広報活動が足下の仕事に追われて出来ないところが最大の課題と思っている。プロモーション事業に行政的なサポートが必要であり、それがないと意識も進んでいかない。
- 人材を個人の団体で育成しきれず、NPO相互での育成やNPOのマネージャーになれるような育成方法が課題になっている。札幌市も入って議論できれば嬉しい。

## 6 条例個別指定制度について

### (1) 指定制度関係

- 条例個別指定制度の早期整備を望むが、拙速にやって高いハードルを作られると困る。難しい条件ではなく、議論して政令指定都市としてNPOにとってより良い制度にしていきたい。仮認定制度を活用し、3年間の期限があるうちに個別指定を行う方法もある。
- 条例個別指定制度は是非進めていただきたいが、審査、指定基準をどうするかというところが一番肝心なので精査してやっていただきたい。一律の基準で指定すると大変なことになる。
- 条例個別指定制度の整備が遅れると、寄附者側は控除を受けられるチャンスを失い不利益を受けることになる。
- 寄附を受けるNPOに運用要件等の公開等について確認を行い、確認をとった団体を指定する制度で十分である。
- 市場が評価しない法人を行政の意向等で指定することは避けるべき。
- ネットワーク型のNPOがたくさん出てくる筈なので、市町村間で連携をとりNPOの住所要件を必要としないで住民税の控除が受けれるようにしていきたい。
- さぼーとほっと基金と条例個別指定制度の整理を考えていただきたい。
- さぼーとほっと基金の様に寄附者側からの指定、こんな活動に寄附したいと選択できるシステムがあるといい。

### (2) 指定基準関係

- 基準で一番必要なのは事業内容であり、寄附者が一番見るところと思うので重点を置くべき。
- 他自治体の基準にある広域要件は寄附をする市民側が決めることであり、行政が審査をして決めることではない。
- 周囲から補助が切れると活動が苦しいという話を聞く。お金を使い切ったら終わりではなく、補助を原資として、良い活動を軸にお金を回転させていくべき。そういう活動が寄附により厚みを増せばさらに寄附は増えていく。指定基準の中にはそういう活動や財務内容が見れる制度が必要である。
- 法人の持つネットワークであったり、人が集まるような形の活動はある程度のレベルが必要になるはずで、その辺りを公共性とか公益性とかのひとつの尺度になると思うので審査の対象にしてもいい。会社の認知度ではないが、知らないところにお金を出す人はいないと思うので、価値を満たす額なのかどうかというのが判断基準になる。また、活動全体の評価として知名度があっても良い。
- 基準に収益性を入れるのは、ミッション型のNPOにとって困るのではないか。
- 基準に収益性とかネームバリューだけで評価するのは疑問であり、団体で意義がよいもの、社会と繋がっていれば地味でもいい。
- 書類審査のほか、審査の一環として活動を報告するプレゼンテーションみたいなのがあってもいい。声だけでは脚色できるため、活動のチラシや写真等で事実に基づいた見せ方があってもいい。公開で行い、例えば拍手の多さで評価するような基準、支援したいという行動の評価軸があってもいい。
- 指定の際、単年度だけではなく過去に遡って活動履歴みたいな書類があると活動の雰囲気、様子が見える気がする。また、活動が滞っているところや活発なところ、時期によるもの等もあるため、その辺りの活動が見えるようにすると判断基準も出てくる。一年に一度の活動しなくても、その一度の活動の意義が大きければ社会に貢献すると言える。また、たくさんやっていれば良いというものでもないと思うが、たくさんできるということはそれなりの体制や志があるともいえるため、市役所に活動内容を入力できる簡易なシステムがあればいい。

### (3) 指定期間関係

- 条例の指定期間を長期間にすると先が読めず、短期間だと判断しにくいので3年くらいが目安ではないか。
- 条例の指定期間は短すぎても長すぎても無理なので2年程度が適当である。

### (4) 周知啓発関係

- NPO法人は設立から解散までの書類作成等が本当に大変だが、それを行い自分たちで勝ち取るくらいの気持ちがないところは指定の意味がない。指定を受けたからと言って全て寄附をもらえるわけではなく、寄附をもらうための努力が必要である。
- 団体同士でサポートし合うようなことが出来れば、札幌市でも認定NPO法人が増えるという気がする。
- 寄附を受けるNPOがどのような活動をしているのか周知を図り、同時に、寄附者とNPOを繋ぐようなイベントを札幌市に開いてもらいたい。
- NPO法人の活動を市民に分かってもらう努力、市民に分かってもらうための環境を整えるのは、行政や中間支援組織が頑張るべき。
- 意見交換会の内容を多くの人に理解してもらうのは正直難しいと感じる。多くの人に理解してもらうことも重要だが、年度末にキャンペーンを行うなどタイミング的なPRの工夫も必要である。

### (5) 検討委員会関係

- 収益性という点でビジネスに係わるならば中小企業診断士がいい。
- 自分で事業を立ち上げている大学の先生、NPOの支援センターの方とかを検討していただきたい。
- 学識経験者で公共政策に携わっている方、仕組みを分かっていることが大事である。
- NPOのことを分からない方が判断するのは基準がずれると怖い。市民活動サポートセンター又はNPOサポートセンターなど、長く携わっている方がいい。
- 学識経験者とかNPOとか市民活動に精通した方ばかりにしてほしくない。違った見方や新たな発見があるかも知れず、一般市民の方とかNPOのことを良く知らない方がいてもいい。
- NPOのことを良く知っている方をお願いしたい。会計に関係するのであれば公認会計士とかの専門の方がいてもいい。行政の方だけで固めるのは疑問なので、それならば一般公募で数名入ったほうがいい。
- NPO法人はいろいろな業種や分野があるので、ある程度分かっている方が少しでも入ったほうがいい。

平成 23 年度 特定非営利活動法人の実態及び  
認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査  
概 要

平成 23 年度 特定非営利活動法人の実態及び  
認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査

－ 目次 －

概要

第 1 章 調査の目的と方法	1
1 調査の目的	1
2 調査対象・調査方法	1
第 2 章 特定非営利活動法人に関する実態調査	2
1 法人の概要	2
（1）活動分野	2
（2）職員数	3
2 財政状況	3
（1）定款上の特定非営利活動事業の収支構造	3
（2）定款上の特定非営利活動事業収入の財源別構造	4
（3）財源による法人形態の類型化（総収入規模別の法人類型）	4
（4）定款上の特定非営利活動事業の活動分野別の収入構造	5
3 認定・仮認定制度の認識、利用意向	5
（1）認定・仮認定制度の認識	5
（2）認定・仮認定制度の利用意向	6
（3）認定・仮認定申請に当たっての困難	7
4 経理・情報開示の状況	8
（1）経理担当者の状況	8
（2）採用している会計基準等	8
（3）情報開示手段	9
5 寄附の受入状況	10
（1）個人からの寄附	10
（2）法人からの寄附	11
第 3 章 市民の社会貢献意識に関する実態調査	12
1 ボランティア活動の現状と意識	12
（1）ボランティア活動への関心	12
（2）ボランティア活動経験の有無	12
（3）ボランティア活動への参加の妨げの要因	13
（4）今後のボランティア活動への参加の意向	13

2	寄附の現状と意識	14
(1)	寄附経験の有無	14
(2)	寄附金額	14
3	NPO法人に対する関心度	15
(1)	NPO法人への関心度	15
(2)	地域別 NPO法人への関心度	16
(3)	寄附した相手	17
(4)	認定・仮認定NPO法人への寄附	18
(5)	寄附したいと思わない理由	18
(6)	寄附金に係る情報開示等について	19
第4章 所轄庁への調査		20
1	所轄庁への調査	20
(1)	改正法に基づく事務への対応状況	20
(2)	相談件数	21
(3)	指導・監督の在り方	21
(4)	職員数	22

## 第1章 調査の目的と方法

### 1 調査の目的

改正特定非営利活動促進法（平成24年4月1日施行。以下、「法」という。）において、「施行後3年を目途として、新制度の実施状況、特定非営利活動法人を取り巻く社会経済情勢等を勘案した検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との規定が設けられた。これを受けて、将来の検討に資することを念頭に、法施行前後の時点における特定非営利活動法人を取り巻く情勢や新制度の実施状況等について実態把握を行うことを目的として本調査を実施した。

### 2 調査対象・調査方法

#### ①特定非営利活動法人に関する実態調査（アンケート調査）

調査目的：法施行前における特定非営利活動法人の実態を把握。

調査対象：全国の特定非営利活動法人（認定法人を含む。）43,993法人（平成23年11月末現在の全特定非営利活動法人）。

調査方法：インターネットでの回答方式（ただし郵送・FAXの回答も可とした）。

調査期間：平成24年2月25日（土）～3月25日（日）

回収率：19.0%

#### ②市民の社会貢献意識に関する実態調査（アンケート調査）

調査目的：法施行前における一般市民の特定非営利活動法人制度の認知度、寄附及びボランティアに関する認識等を把握。

調査対象：全国に居住する満20～69歳までの一般市民3,000人（モニター数）。

調査方法：インターネットでの回答方式

調査期間：平成24年3月2日（金）～3月7日（水）

#### ③所轄庁への調査（アンケート調査）

調査目的：所轄庁における法施行への対応状況、実務上の課題等を把握。

調査対象：全所轄庁（47都道府県及び20指定都市の計67）

調査期間：平成24年6月15日（金）～6月29日（金）

#### ④中間支援組織への調査（アンケート調査）

調査目的：中間支援組織における法施行後の対応状況、実務上の課題等を把握。

調査対象：中間支援組織25団体（うち無回答1団体）

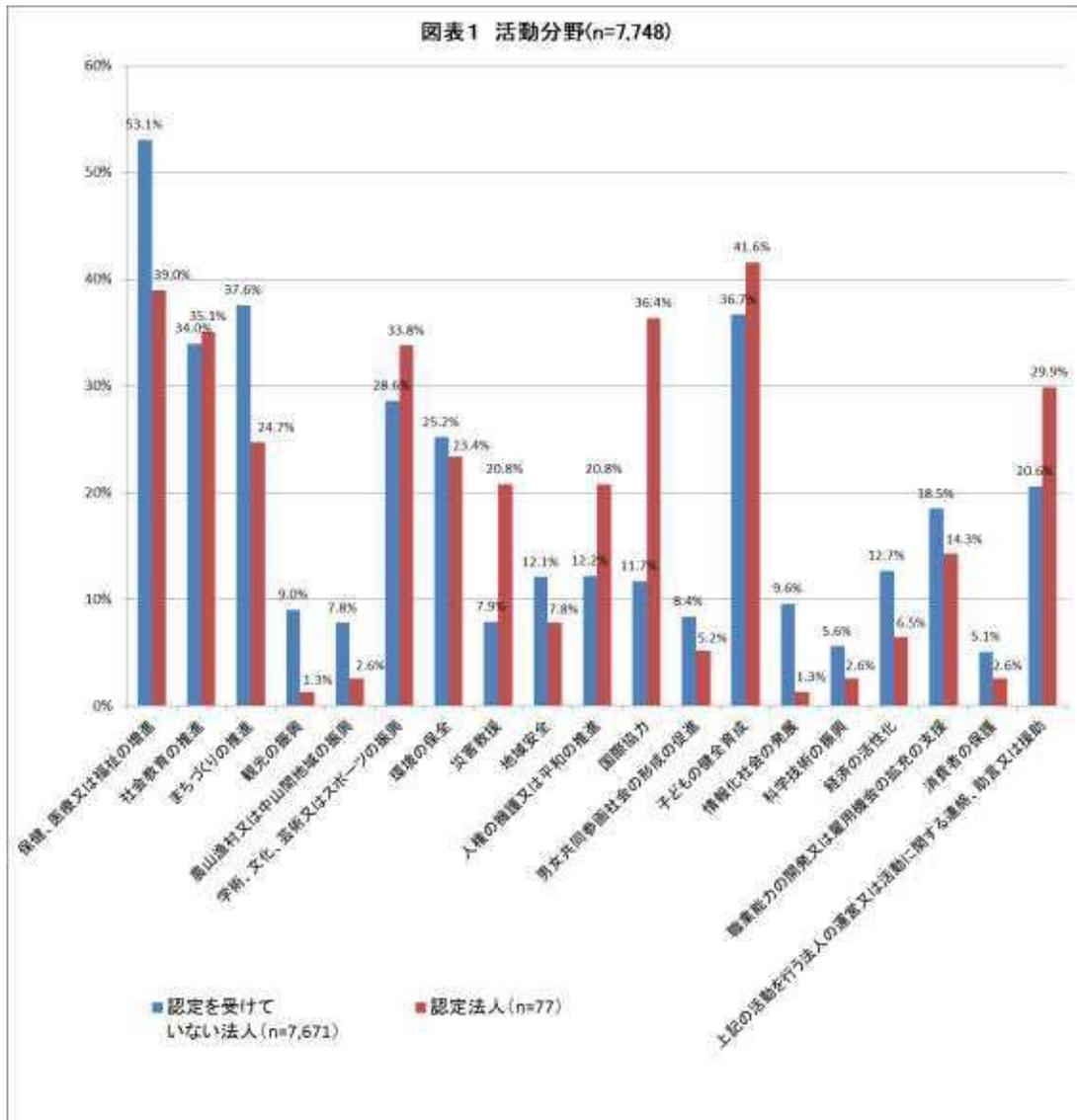
調査期間：平成24年6月15日（金）～6月29日（金）

## 第2章 特定非営利活動法人に関する実態調査

### 1 法人の概要

#### (1) 活動分野

◆認定法人が認定を受けていない法人に比べて少ないのは「保健、医療又は福祉の増進」、多いのは「災害救援」や「国際協力」【図表1】



(2) 職員数

◆職員数（中央値。0を含む）は、認定を受けていない法人は 4.0 人、認定法人は 5.5 人 【図表 2】

図表 2 職員数・有給職員数・常勤有給職員数

(単位:人)

	法人数	職員数				有給職員数				常勤有給職員数			
		中央値	平均値	最小値	最大値	中央値	平均値	最小値	最大値	中央値	平均値	最小値	最大値
全体	7,362	4.0	9.3	0.0	1,005.0	1.0	5.9	0.0	854.0	0.0	2.5	0.0	190.0
認定を受けていない法人	7,290	4.0	9.2	0.0	1,005.0	1.0	5.9	0.0	854.0	0.0	2.4	0.0	190.0
認定法人	72	5.5	13.7	0.0	248.0	1.0	7.7	0.0	185.0	0.0	5.0	0.0	185.0

2 財政状況

(1) 定款上の特定非営利活動事業の収支構造

◆認定を受けていない法人の 1 法人あたりの総収入額（中央値。0を含む）は 405 万円、総支出額(同)は 426 万円。認定法人の総収入額（同）は 1,416 万円、総支出額(同)は 1,364 万円 【図表 3】

図表 3 特定非営利活動に係る事業（総収入・総支出）

(単位:万円)

	法人数	総収入金額				総支出金額				収支差額
		中央値	平均値	最小値	最大値	中央値	平均値	最小値	最大値	平均値
全体	7,736	409	2,434	0	676,430	434	2,340	0	589,977	93
認定を受けていない法人	7,659	405	2,308	0	503,089	426	2,254	0	589,977	53
認定法人	77	1,416	14,948	34	676,430	1,364	10,859	29	356,326	4,089

(2) 定款上の特定非営利活動事業収入の財源別構造

- ◆認定を受けていない法人では事業収入の割合が、認定法人では寄附金の割合が多い【図表4】



(3) 財源による法人形態の類型化（総収入規模別の法人類型）

- ◆総収入金額が少なくなるほど、会費比率が高い法人の割合が多く、総収入金額が多くなるほど、自主事業収入比率が高い法人及び受託事業収入比率が高い法人の割合が多い【図表5】



(4) 定款上の特定非営利活動事業の活動分野別の収入構造

◆認定を受けていない法人の収入構造は、「保健、医療又は福祉の増進」「保健、医療又は福祉の増進以外」ともに「事業収入」の割合が最も高いが、後者は 58.4%であるのに対して、前者は 74.6%に上る【図表 6】

図表 6 主な活動分野別 収入内訳【認定を受けていない法人】

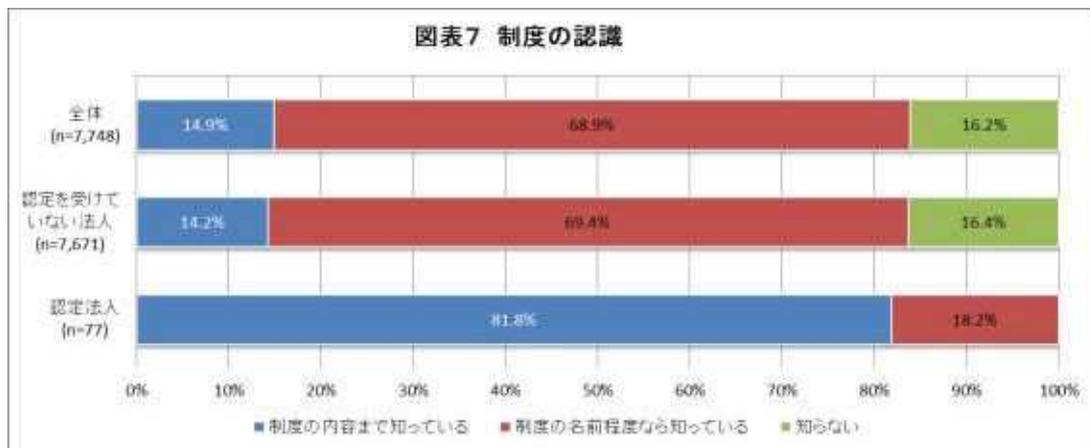
(単位:万円)

	法人数	会費	寄附金	補助金・助成金	事業収入	その他収入	総収入金額計
<b>全体</b>	6,281	1,559,585	1,017,140	2,102,096	9,986,735	471,848	15,137,405
	-	10.3%	6.7%	13.9%	66.0%	3.1%	100.0%
保健、医療又は福祉の増進	2,310	311,866	343,244	987,283	5,257,191	145,327	7,044,912
	-	4.4%	4.9%	14.0%	74.6%	2.1%	100.0%
保健、医療又は福祉の増進以外	3,971	1,247,719	673,896	1,114,813	4,729,544	326,521	8,092,494
	-	15.4%	8.3%	13.8%	58.4%	4.0%	100.0%

3 認定・仮認定制度の認識、利用意向

(1) 認定・仮認定制度の認識

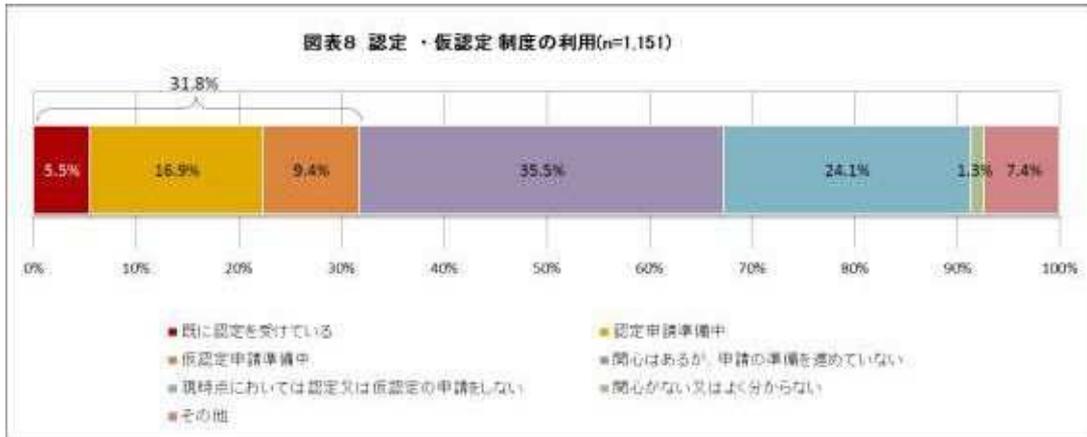
◆認定・仮認定制度の内容まで知っている法人は、認定法人では 81.8%、認定を受けていない法人では 14.2%【図表 7】



(2) 認定・仮認定制度の利用意向

①利用意向

◆認定済み、認定申請準備中、仮認定申請準備中の法人は、制度の内容まで知っている法人（1,151法人、図表7の14.9%の部分）の31.8%【図表8】



②早期新規認定・仮認定申請予定者

◆早期新規申請予定者は回答法人全体（7,748法人）の2.0%

認定済み及び認定・仮認定申請準備中の365法人（図表8の31.8%の部分）のうち、申請準備が「順調に進んだ（進んでいる）」とする法人は207法人で56.7%となっている。

この207法人から、認定済みである52法人を除いた155法人（うち52法人が仮認定申請予定者）は、早期に申請すると見込まれ、本調査の回答法人7,748法人中では2.0%（仮認定は全体の0.7%）となっている。【図表9】

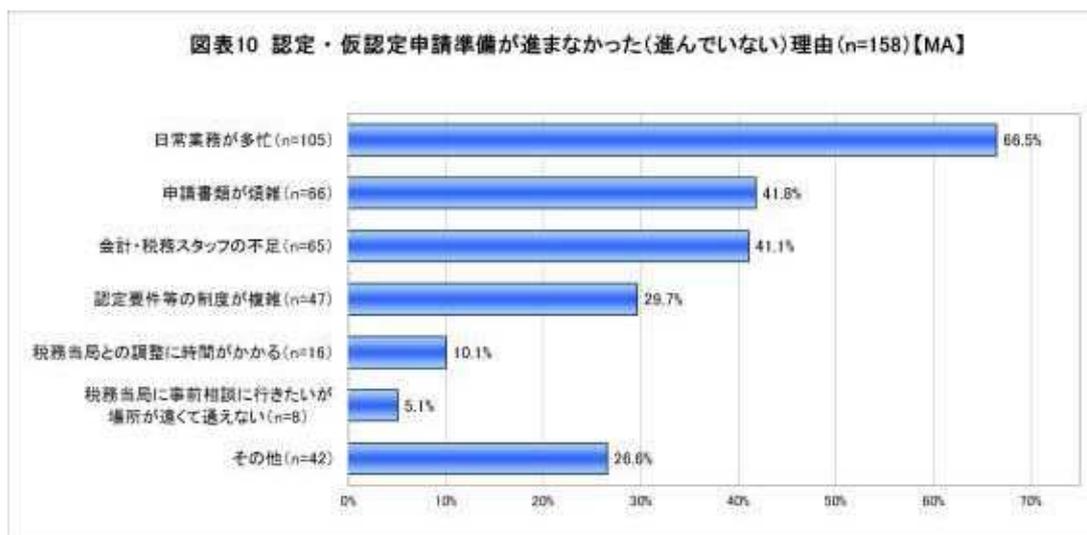
図表9 早期新規認定・仮認定申請予定者

認定済+認定・仮認定申請準備中 365法人(図表8の31.8%の部分)					
認定・仮認定申請準備が順調に進んだ(進んでいる) 207法人		認定済 52法人			
早期新規申請予定者 155法人 (回答法人全体の2.0%)				認定・仮認定申請準備が 順調に進まなかった (進んでいない) 158法人	
認定申請予定者 103法人 (同1.3%)	仮認定 申請予定者 52法人 (同0.7%)				

### (3) 認定・仮認定申請に当たっての困難

#### ◆最も回答が多かった困難は「日常業務が多忙」で66.5%

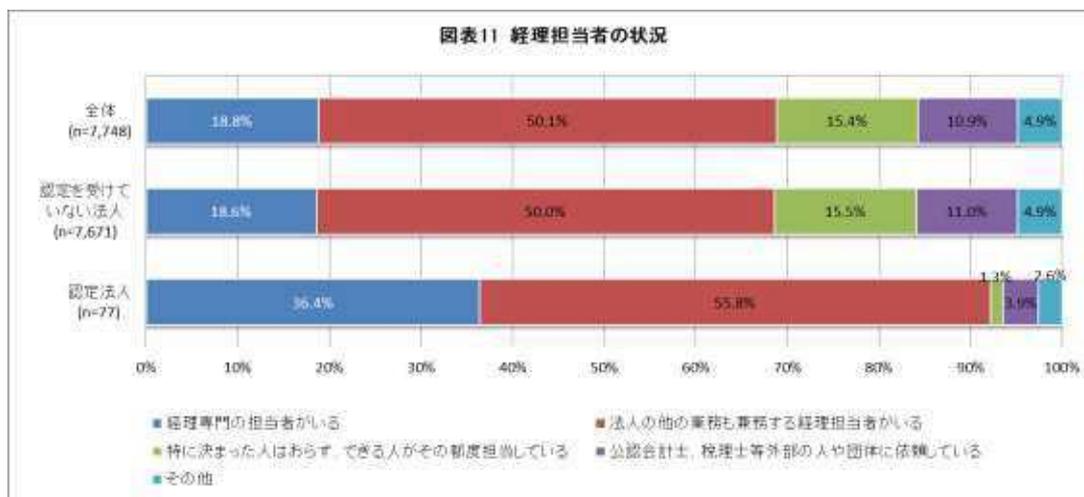
「認定準備が順調に進まなかった（進んでいない）」と回答した158法人における認定準備が順調に進んでいない理由は、多い順に「日常業務が多忙」66.5%、「申請書類が煩雑」41.8%、「会計・税務スタッフの不足」41.1%となっており、事務処理に苦心していることが分かる。【図表10】



#### 4 経理・情報開示の状況

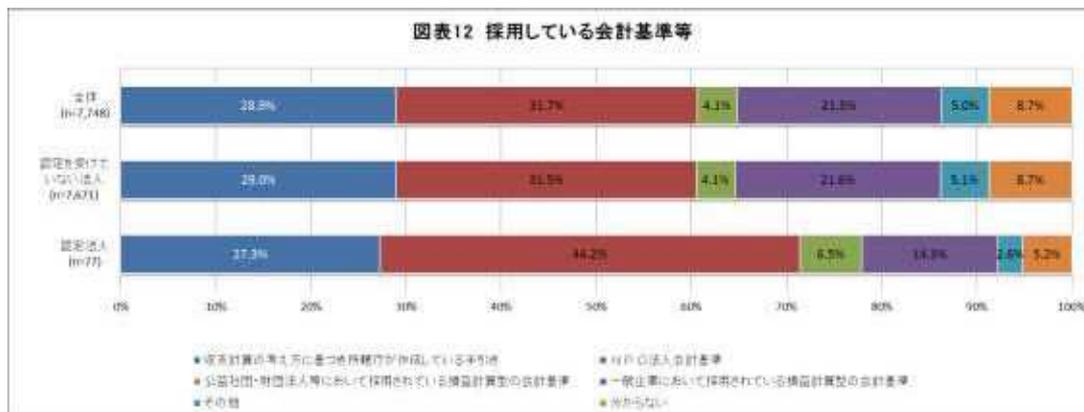
##### (1) 経理担当者の状況

◆「法人の他の業務も兼務する経理担当者がある」法人が 50.1%と最も多い 【図表 11】



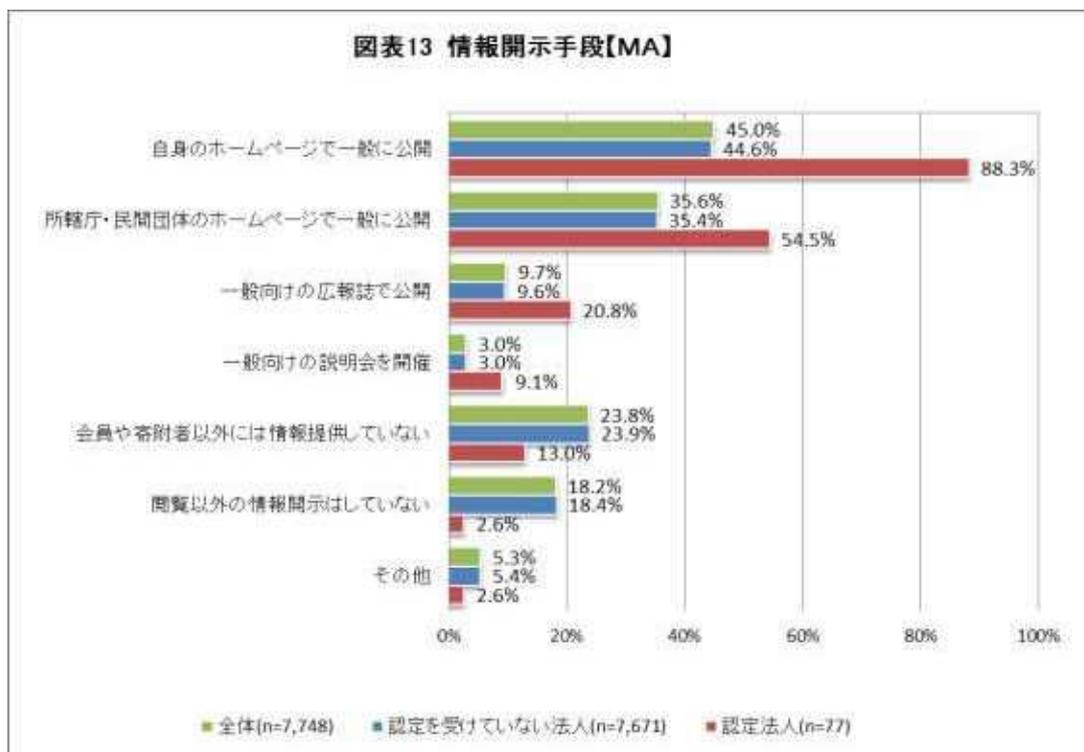
##### (2) 採用している会計基準等

◆「NPO法人会計基準」を採用している法人は 31.7% 【図表 12】



(3) 情報開示手段

- ◆「自身のホームページで一般に公開している」と回答した法人は、認定を受けていない法人では44.6%であるのに対し、認定法人では88.3% 【図表13】



## 5 寄附の受入状況

### (1) 個人からの寄附 【図表 14】

図表 14 平成 23 年 3 月以前の事業年度

	法人数	件数				金額(単位:万円)			
		中央値	平均値	最小値	最大値	中央値	平均値	最小値	最大値
全体	7,730 (7,729)	0 (0)	23 (18)	0 (0)	32,746 (8,000)	0 (0)	50 (41)	0 (0)	66,254 (14,590)
認定を受けていない法人	7,654	0	16	0	8,000	0	33	0	12,364
認定法人	76 (75)	54 (53)	718 (247)	0 (0)	32,746 (2,710)	151 (151)	1,777 (918)	0 (0)	66,254 (14,590)

(注)表中括弧書きは、震災直後に多額の寄附を受け取った事が判明している1つの法人を除いた値である。

### 【参考】平成 23 年 4 月～回答日現在

	法人数	件数				金額(単位:万円)			
		中央値	平均値	最小値	最大値	中央値	平均値	最小値	最大値
全体	7,730 (7,729)	0 (0)	20 (19)	0 (0)	8,191 (7,295)	0 (0)	47 (42)	0 (0)	32,300 (20,778)
認定を受けていない法人	7,654	0	16	0	4,720	0	32	0	19,973
認定法人	76 (75)	37 (37)	460 (344)	0 (0)	8,191 (7,295)	187 (173)	1,470 (1,059)	0 (0)	32,300 (20,778)

(注)表中括弧書きは、震災直後に多額の寄附を受け取った事が判明している1つの法人を除いた値である。

(2) 法人からの寄附 【図表 15】

図表 15 平成 23 年 3 月以前の事業年度

	法人 数	件数				金額(単位:万円)			
		中 央 値	平 均 値	最 小 値	最 大 値	中 央 値	平 均 値	最 小 値	最 大 値
<b>全体</b>	7,732 (7,731)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	1,412 (1,119)	0 (0)	96 (53)	0 (0)	336,077 (28,362)
認定を 受けていない法人	7,656	0	2	0	700	0	39	0	12,105
認定法人	76 (75)	3 (3)	64 (44)	0 (0)	1,412 (1,119)	83 (81)	5,927 (1,525)	0 (0)	336,077 (28,362)

(注)表中括弧書きは、震災直後に多額の寄附を受け取った事が判明している1つの法人を除いた値である。

【参考】 平成 23 年 4 月～回答日現在

	法人 数	件数				金額(単位:万円)			
		中 央 値	平 均 値	最 小 値	最 大 値	中 央 値	平 均 値	最 小 値	最 大 値
<b>全体</b>	7,732 (7,731)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	1,691 (1,030)	0 (0)	98 (62)	0 (0)	277,653 (45,551)
認定を受けて いない法人	7,656	0	2	0	700	0	43	0	34,692
認定法人	76 (75)	4 (4)	72 (49)	0 (0)	1,691 (1,030)	119 (119)	5,706 (2,080)	0 (0)	277,653 (45,551)

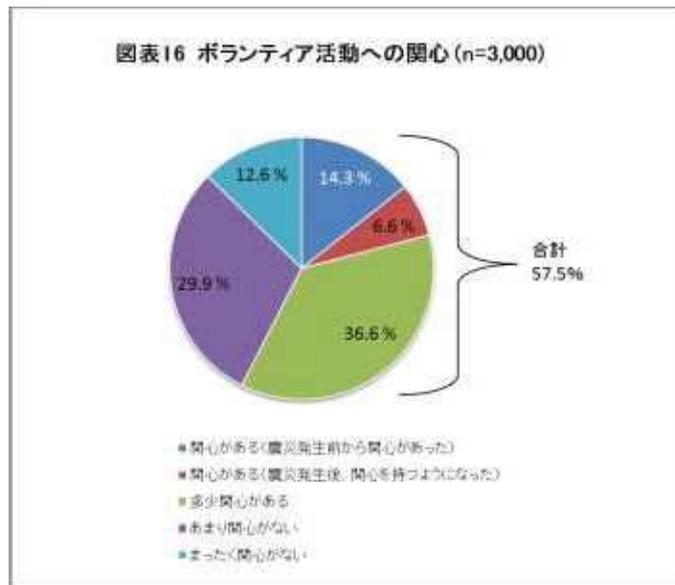
(注)表中括弧書きは、震災直後に多額の寄附を受け取った事が判明している1つの法人を除いた値である。

### 第3章 市民の社会貢献意識に関する実態調査

#### 1 ボランティア活動の現状と意識

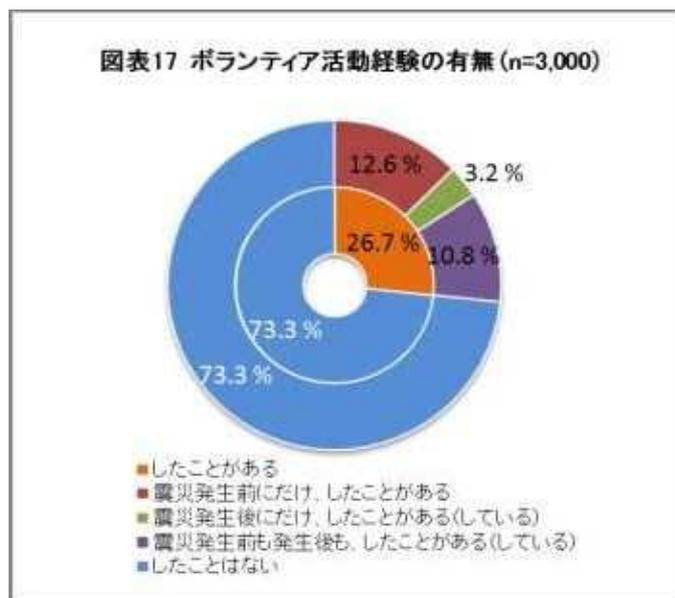
##### (1) ボランティア活動への関心

◆57.5%の人が「ボランティア活動に関心がある」 【図表16】



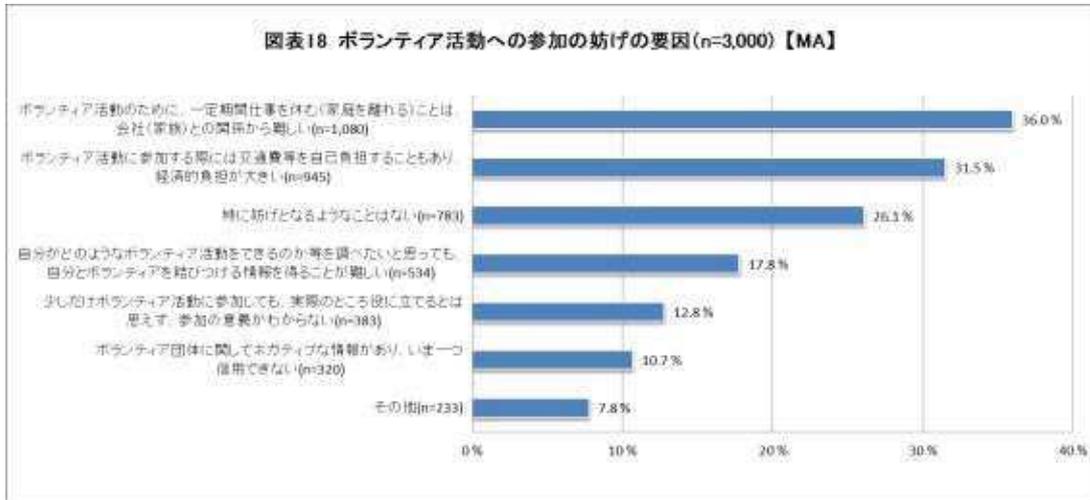
##### (2) ボランティア活動経験の有無

◆4分の1以上(26.7%)の人がボランティア活動を行ったことがある 【図表17】



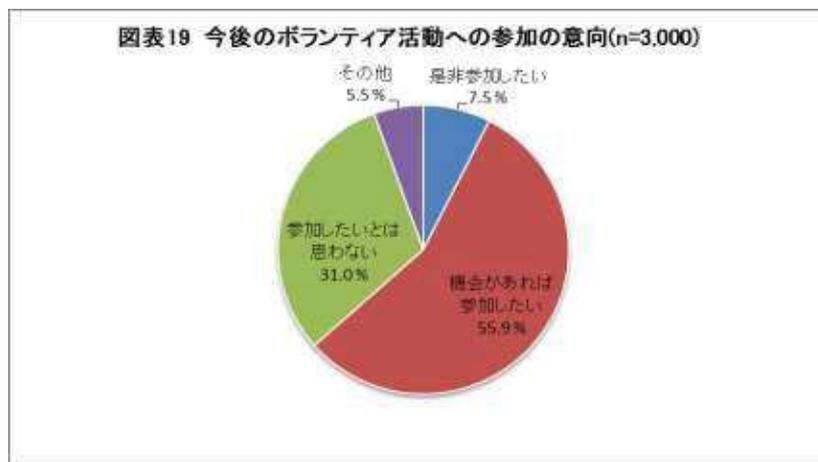
(3) ボランティア活動への参加の妨げの要因

◆「職場（家庭）環境」や「経済的負担」が大きく影響している 【図表 18】



(4) 今後のボランティア活動への参加の意向

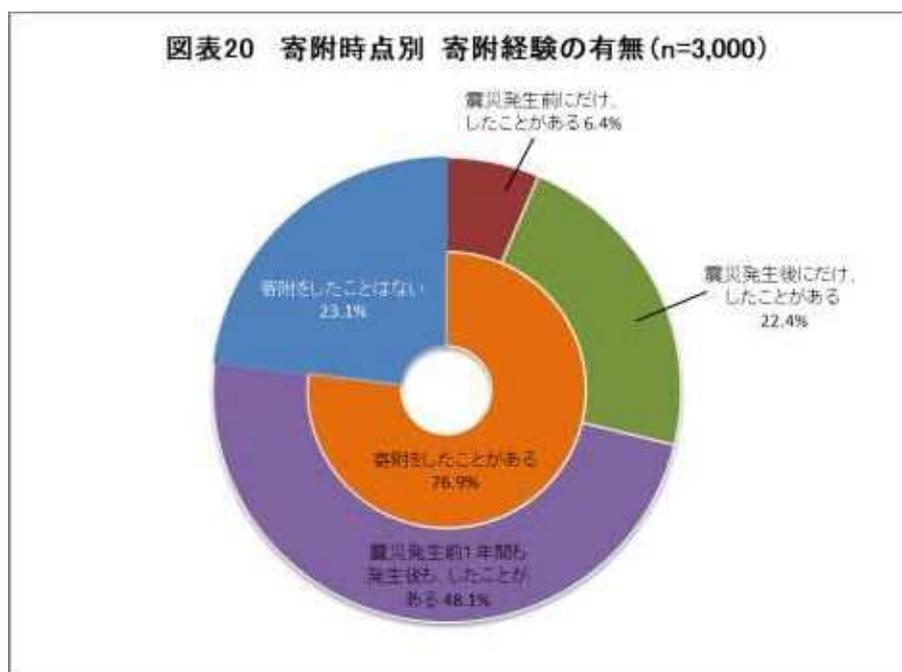
◆今後、ボランティア活動へ参加したい（「是非参加したい」＋「機会があれば参加したい」）と考えている人は 63.4%を占める 【図表 19】



## 2 寄附の現状と意識

### (1) 寄附経験の有無

- ◆76.9%の人がこれまでに寄附をしたことがあり、震災発生前1年間及び発生後のいずれにおいても寄附したことがある人が最も多い 【図表 20】



### (2) 寄附金額

- ◆寄附金額の中央値（0を含む）は、震災発生前の1年間が1,000円、震災発生後の1年間【震災関連】が3,000円、震災後の1年間【震災関連を除く】が0円となっている 【図表 21】

このことから、震災の影響により、震災後の寄附金額は大幅に増加し、そのほとんどが震災関連であることが分かる

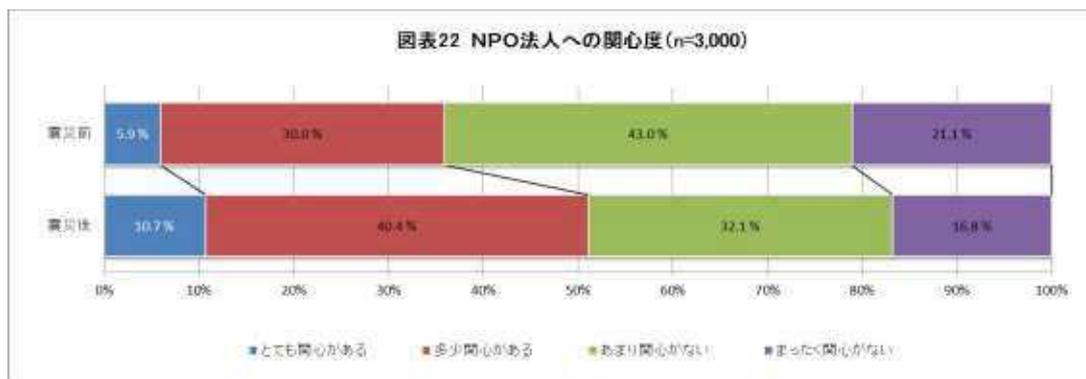
図表 21 寄附金額の推移

	震災発生前	震災発生後 【震災関連】	震災発生後 【震災関連を除く】
最小値	0円	0円	0円
最大値	2,000,000円	5,000,000円	1,000,000円
中央値（0を含む）	1,000円 (n=2,307)	3,000円 (n=2,307)	0円 (n=2,307)
中央値（0を除く）	2,000円 (n=1,512)	3,000円 (n=2,044)	1,000円 (n=956)

### 3 NPO法人に対する関心度

#### (1) NPO法人への関心度

- ◆NPO法人への関心度を震災前後で比較すると、震災後に「とても関心がある」、「多少関心がある」の割合が増加し、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の割合が減少している 【図表 22】



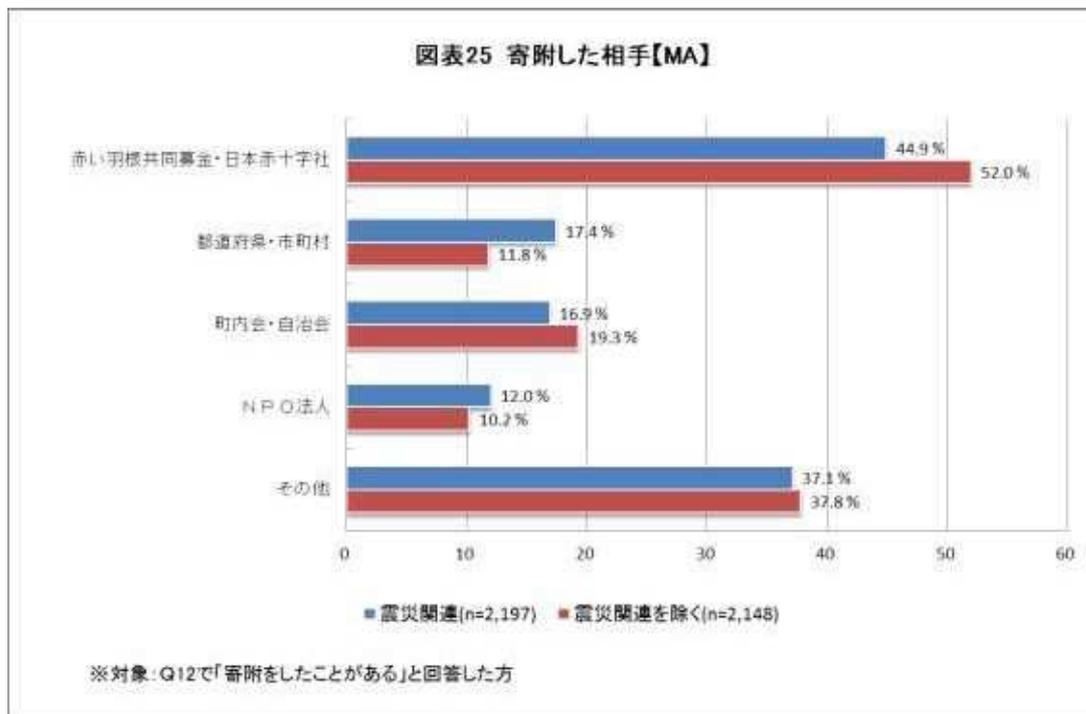
(2) 地域別 NPO法人への関心度

- ◆震災発生前後ともに四国が最も関心度が低い。震災発生前後の比較では「とても関心がある」「多少関心がある」の割合が、全ての地域で高まっている。東北では特に関心の高まりが認められる 【図表 23】 【図表 24】



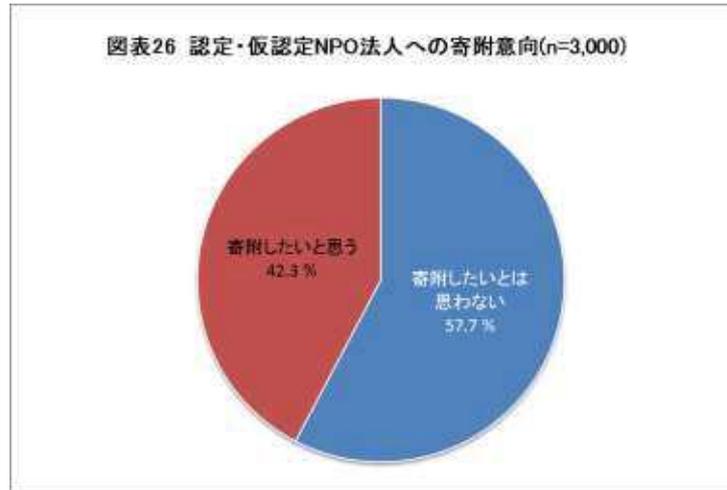
(3) 寄附した相手

- ◆【震災関連】と【震災関連を除く】ともに、「赤い羽根共同募金・日本赤十字社」が最も多く、「NPO法人」はそれぞれ12.0%、10.2%となっている 【図表25】



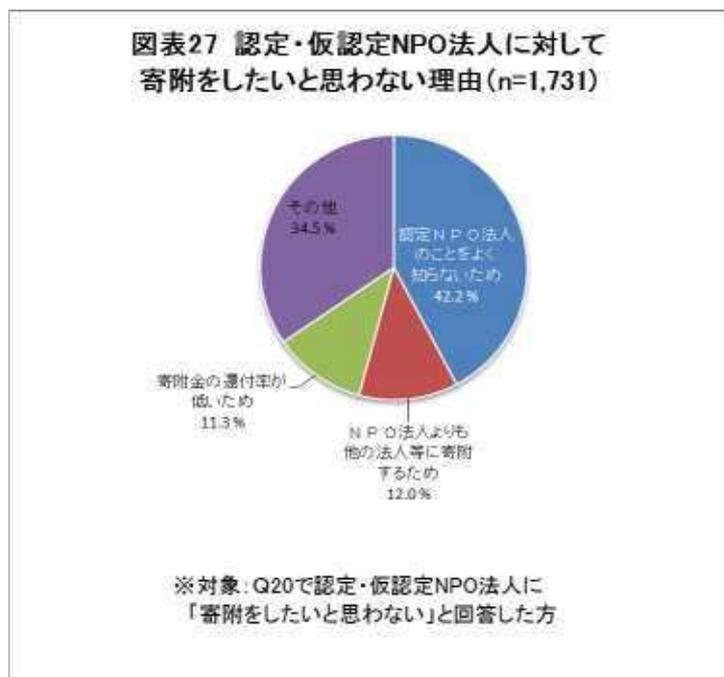
(4) 認定・仮認定法人への寄附

- ◆認定法人への寄附に伴う税制優遇措置の拡大等がなされたが、認定・仮認定法人へは「寄附したいと思わない」(57.7%)が、「寄附したいと思う」(42.3%)を上回っている【図表26】



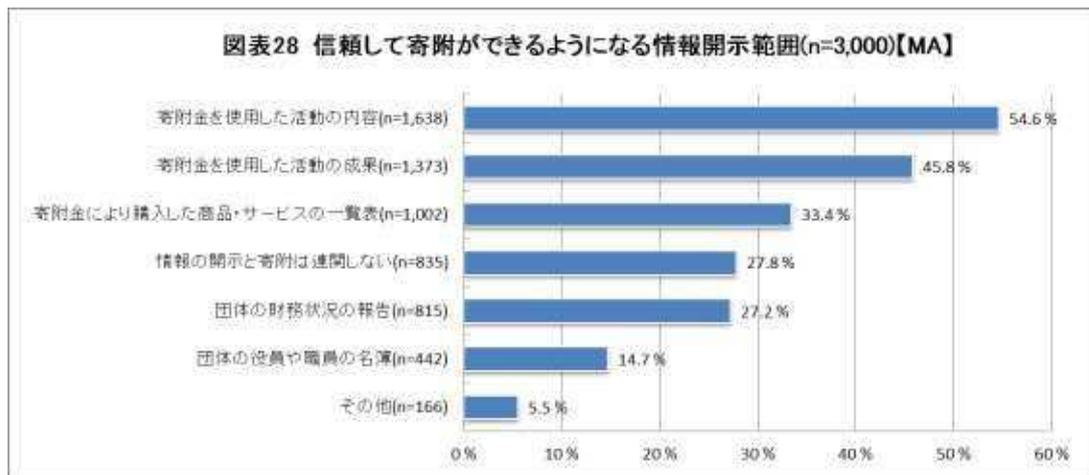
(5) 寄附したいと思わない理由

- ◆「認定NPO法人のことをよく知らないため」が42.2%と最も多い【図表27】



(6) 寄附金に係る情報開示等について

- ◆寄附に際して重視する情報開示としては、「寄附金を使用した活動の内容」(54.6%)、「寄附金を使用した活動の成果」(45.8%)の順が多い。寄附金の使途を重視していることが分かる 【図表 28】

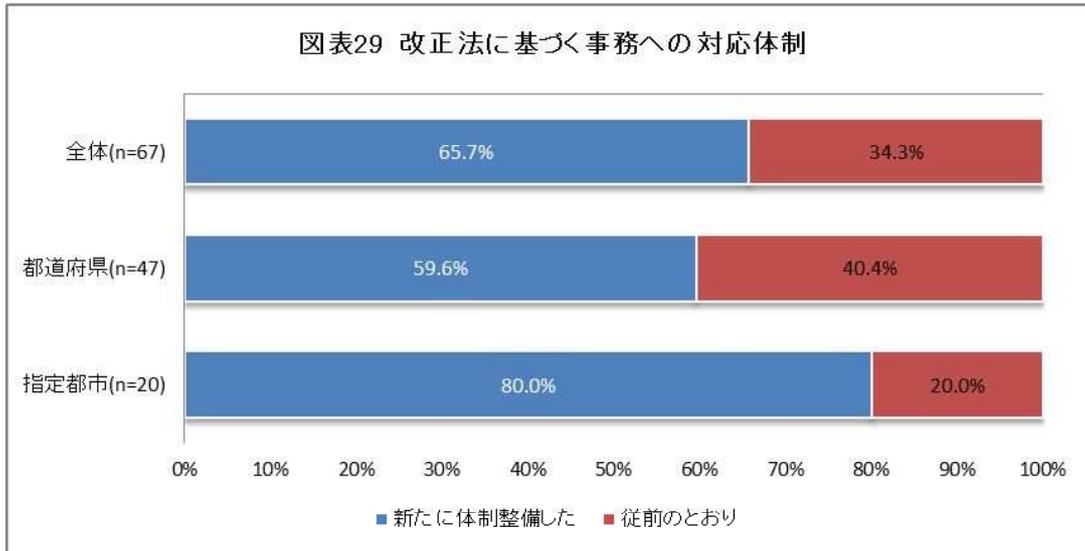


## 第4章 所轄庁への調査

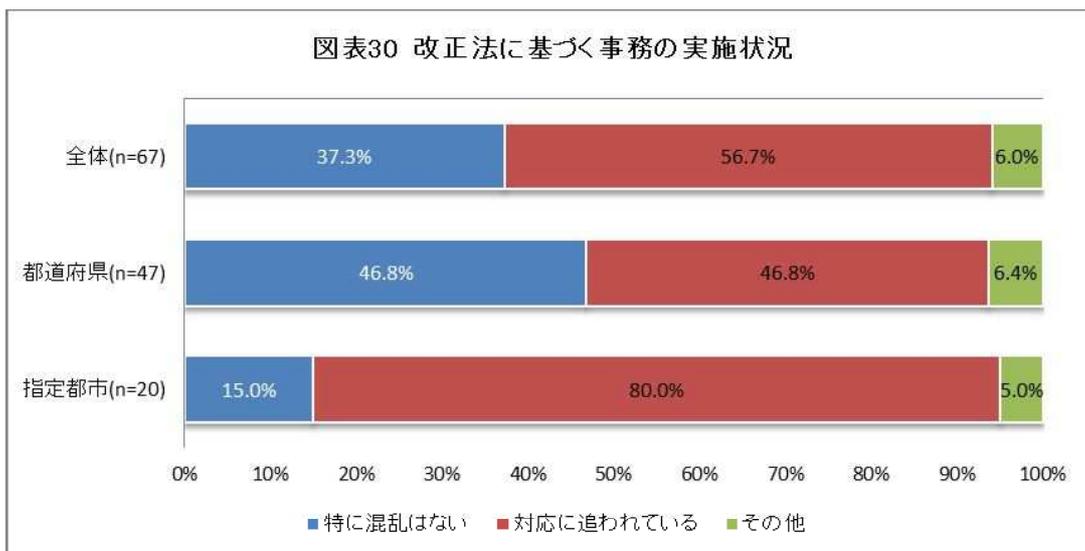
### 1 所轄庁への調査

#### (1) 改正法に基づく事務への対応状況

◆法に基づく事務に係る申請処理及び相談への対応体制について、「新たに体制整備した」団体は44団体（65.7%）、「従前のおとり」である団体は23団体（34.3%）【図表29】

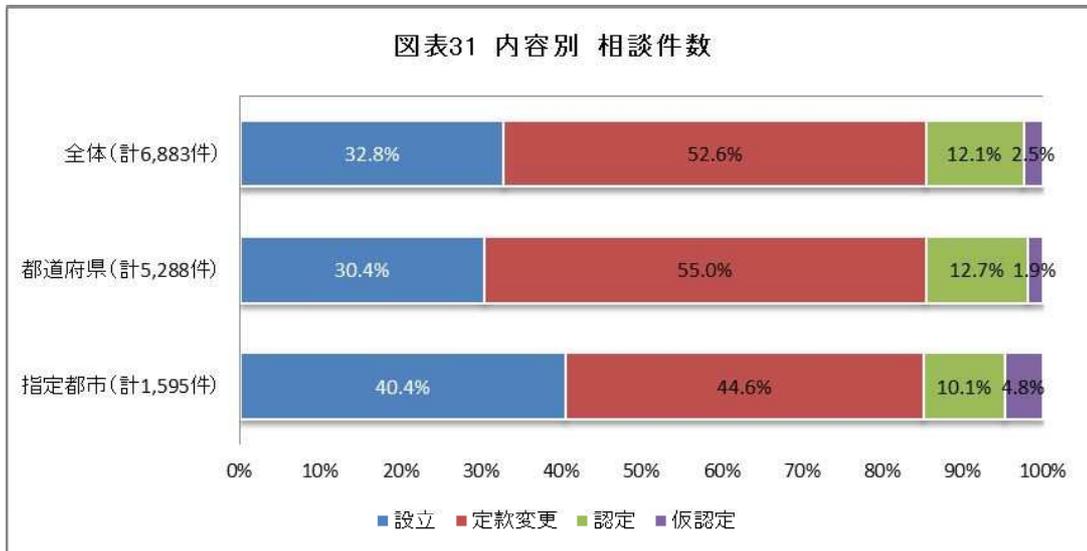


◆「対応に追われている」団体が38団体（56.7%）と最も多く、特に指定都市においては16団体（80.0%）を占めている 【図表30】



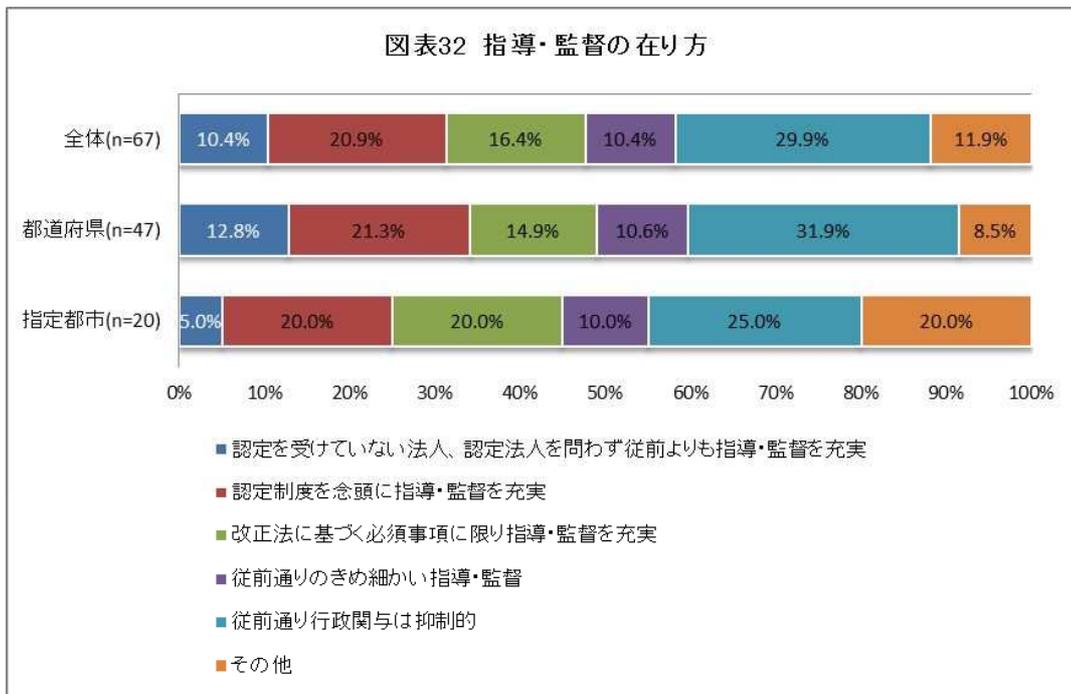
(2) 相談件数

◆「定款変更」に係るものが最も多く、「仮認定」が最も少ない【図表 31】



(3) 指導・監督の在り方

◆平成 24 年度以降の法人に対する指導・監督の在り方については、「従前通り行政関与は抑制的」が 20 団体 (29.9%) と最も多い 【図表 32】



(4) 職員数

- ◆ 職員実数とその要求数のそれぞれの平均値を比較すると、平成 22 年度及び平成 23 年度においては要求通りまたはそれ以上の人員配置がなされた団体が多い。しかし、平成 24 年度の「常勤職員」については要求通りの配置がなされていない団体が多い【図表 33】

図表 33 職員実数、要求数比較表【平均値】

(単位:人)

		H 22			H 23			H 24		
		都道府県	指定都市	全体	都道府県	指定都市	全体	都道府県	指定都市	全体
常勤職員	(実数)	3.4	2.2	3.2	3.6	2.2	3.2	4.0	3.6	3.8
	(要求数)	3.2	2.5	3.0	3.4	2.3	3.1	4.0	3.9	4.0
非常勤職員	(実数)	0.7	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	1.1	1.3	1.2
	(要求数)	0.7	1.0	0.8	0.8	0.7	0.8	1.1	1.2	1.2